

議案第 2 5 号

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例（平成30年
佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

145,000円	150,000円
95,000円	100,000円
50,000円	55,000円
35,000円	40,000円
35,000円	40,000円
35,000円	40,000円

」を

「

178,000円	183,000円
116,000円	121,000円
61,000円	66,000円
43,000円	48,000円
43,000円	48,000円
43,000円	48,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例別表の規定は、佐倉市スマートオフィスプレイスの施設又は設備の使用の許可に係る当該使用の期間の初日が令和8年4月1日以後であるものの当該期間の分の利用料金の上限額について適用する。